

奄美大島における希少種保全に関するQ & A

	質問	回答
1	<p>世界遺産(世界自然遺産)登録のために、希少種の保護やノネコ駆除を行っているのですか。</p>	<p>奄美大島における事業は、種の保存法等にもとづき、ケナガネズミやアマミトゲネズミ、アマミノクロウサギをはじめとする固有種・希少種および生態系の保全のために実施しているものです。世界自然遺産を構成する価値を将来にわたって維持するためには、外来種対策などを行い、固有種・希少種の保全対策が不可欠であると考えています。しかし、これらの事業は固有種・希少種の保全のために実施しているものであり、世界自然遺産登録を直接の目的に実施しているものではありません。</p>
2	<p>アマミノクロウサギの生息数は把握しているのですか。また現在の生息数は調査しているのですか。2015年に環境省が奄美大島における生息数の推定をしたとの報道がありますが、どのような推定なのですか。</p>	<p>ふつう広域に生育する野生動物の数を正確に知ることは非常に困難ですが、一定面積で見つかる糞の数などを密度の指数と捉え、そのデータの経年変化を用いた個体数推定手法が近年幅広く利用されるようになってきました。しかしながら、単年度の調査結果を用いた場合には、気象などの調査条件が推定結果に影響を与えるため、変動が大きくなる可能性があります。このため、得られた結果の解釈には注意が必要です。また、調査地点数が少なかったり、地域に偏りがあつたりすると、実態と異なる推定結果が出る可能性があり、データの公表に当たっては、慎重に取り扱う必要があります。</p> <p>2002～2003年に、研究者が広域に人員を配置して計測した結果、奄美大島のアマミノクロウサギの生息数は、2000～4800頭と推定されました。その後、環境省はアマミノクロウサギの生息の状況をセンサーカメラや糞粒調査により把握しており、マングース対策等の進展により、生息数は増加傾向を続けていることを把握しています。</p> <p>なお、環境省は2015年および2016年にも奄美大島における生息数推定のための試算を行いました。推定値はまだ十分に信頼性が高くないと考えられ、混乱を避けるため一般には公表しておらず公式には使用していません。</p> <p>推定された生息数は、下のとおりですが、上限値を見た場合には過大評価である可能性が専門家から指摘されており、また、推定結果も上限と下限の推定幅が大きく、今後より一層、推定の精度を高めることが必要な状況です。</p> <p>これらのデータが一部報道に使われました。</p> <p>(状態空間モデルを用いた方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2015年 16,580－39,780頭 <p>(糞粒数を用いた方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2015年 15,221－19,202頭 ・2016年 6,517－8,221頭 <p>今後、専門家とも相談しつつ生息数の精度を高める検討を進めて個体数を推定し、一定程度信頼できると判断された段階で公表したいと考えています。</p>

3	<p>アマミノクロウサギの生息数が増えていても、ノネコ駆除などの事業を続ける必要がありますか。</p>	<p>奄美大島ではアマミノクロウサギだけではなく、その他の哺乳類や鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、植物など多くの固有種・希少種が生息・生育しています。</p> <p>アマミノクロウサギについては、マングースの防除事業などの効果もあり生息数が増加傾向にあるようですが、その他の固有種・希少種に対するノネコの捕食による影響は少なくありません。ノネコの糞分析によりケナガネズミ（出現頻度 43%）やトゲネズミ（38%）が検出されたという研究結果もあります（塩野崎，2016；学位論文）。</p> <p>「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」をはじめとする希少種保全のためのノネコ対策事業はアマミノクロウサギだけの保護を目的としたものではなく、奄美大島固有の貴重な生態系全体の保全を目的としています。ノネコの捕食による在来生態系への悪影響が確実に存在することを踏まえ、継続して管理計画を実施する必要があると考えています。</p>
4	<p>アマミノクロウサギの死亡の原因は交通事故が一番多いという報道がありますが、ノネコによって捕食される影響は少ないのではないですか。</p>	<p>アマミノクロウサギの死因調査を行う場合、死体が見つかるのは見通しの良い道路上であることが多いため、特定される死因としては「交通事故」が多く集計される傾向にあります。しかし、島内における死亡個体のうち、死体が発見される個体はごく一部であり、森林内で個体が回収されても死因が特定できるものはわずかです。体の一部だけしか見つからず「死因不明」となった場合でも、ノネコ等の肉食性哺乳類による捕食の可能性が疑われるものが含まれています。</p> <p>従って、死因がノネコによるものとして特定された個体は実態のごく一部であり、実際の捕殺数や割合はデータよりも高いと推察されます。実際に、環境省が仕掛けたセンサーカメラにはアマミノクロウサギやケナガネズミ等の固有種・希少種がノネコによって捕食されている様子が何度も撮影されているほか、ノネコにより捕食された固有種・希少種の死骸も多く見つかっています。</p>
5	<p>野生動物の交通事故の対策は行っているのですか。</p>	<p>奄美大島では、アマミノクロウサギやアマミヤマシギ等の交通事故（ロードキル）も大きな問題となっています。このため環境省では、交通事故対策として、道路上の減速帯の設置や交通事故防止キャンペーンなどを実施し、周知啓発に努めています。</p>
6	<p>ケナガネズミやアマミトゲネズミも絶滅のおそれがあるのですか。</p>	<p>ケナガネズミとアマミトゲネズミのいずれも、IUCN（国際自然保護連合）によるレッドリストでは「危機 Endangered」に、環境省によるレッドリストでは「絶滅危惧 IB 類 (EN)」に判定されています。また、種の保存法における国内希少野生動植物種に指定されています。生息地となる森林の減少や外来種であるノネコによる捕食の影響、外来種であるクマネズミとの競合などが脅威として挙げられています。</p>

7	奄美大島に生息・生育する野生動植物で、具体的な保護の取り組みが行われている種類には何がありますか。	種の保存法における国内希少野生動植物種として、アマミノクロウサギ、ケナガネズミ、アマミトゲネズミ、アマミヤマシギ、オオトラツグミ、オーストンオオアカゲラ、アマミイシカワガエルなどの固有種・希少種が指定され、捕獲や流通などが規制されています。これらのうちアマミノクロウサギ、アマミヤマシギ、オオトラツグミの3種において同法に基づく保護増殖事業が立てられており、個体数モニタリングなどの各種調査・研究や、普及啓発活動などを行っています。このほか、国立公園の指定等による生息地の保護や傷病個体の救護、密猟防止のためのパトロール等も実施しており、奄美大島に生息・生育する野生動植物種全般の保護対策に取り組んでいます。
---	---	--